

## 民間資金等活用事業推進委員会第10回合同部会議事概要

日 時：平成12年6月16日（金） 13：00～15：43

会 場：総理府地下講堂

出席者：山内部会長、奥野部会長代理、小幡委員、高橋委員、前田委員  
有岡専門委員、伊藤専門委員、植田専門委員、廣實専門委員、光多専門委員、  
美原専門委員、山下専門委員

関係機関出席者：大石政策企画官（建設省）、杉浦課長補佐（通商産業省）、松本公共住宅  
事業調整官（建設省）、満田企画官（自治省）、森専門官（運輸省）、古谷課長（神  
奈川県）、三上次長（千葉市）

事務局：白須民間資金等活用事業推進室長、阿部参事官、古谷企画官、清水企画官

### 議事概要

ガイドラインの論点整理について

事務局より資料について説明し、意見交換を行った。

なお、資料については、ガイドラインについての審議に係るものとして、ガイドライン  
についての検討状況に照らし適切な時点において公表することとし、当面、非公開の取扱  
いとなった。

意見の概要は次のとおり。

- ・ガイドラインの項目立ては、プロセス関係、V F M関係、リスク分担・協定等関係の3  
つでよいと思う。監視については、プロセスか協定かどちらかでふれられればよいので  
は。

山内部会長よりガイドラインの基本的な項目立て（プロセス関係、V F M関係、リスク  
分担・協定等関係）について諮られ、了承された。

次にそれぞれの論点について意見交換を行った。

#### (1) プロセス関係について

- ・とりあげる対象としてP F I事業の企画段階から事業終了までの全プロセスを概観する  
という理解でよいか。
- ・（山内部会長）P F Iをやる際の全体のやり方の鳥瞰を示すことが重要なのでその意味。  
・評価についてが重要と考えている。
- ・特定事業の最初の段階から事業が終結するまでを検討し、1つ1つの行為をフローチャ  
ートで示せるくらいのガイドラインが必要では。
- ・プロセスには特定事業の選定が含まれ、事業についての分析、公表は、一般の国民に事  
業の意味を知らしめるという点でも重要であることを念頭におくべきでは。また進めら  
れつつある費用便益分析についても割引率など関連する部分もあり留意しておいた方が  
よいのでは。
- ・例えば民間発案の場合、そもそも事業を公共事業として行うかという点では関連があり、

何らかふれる必要があるのでは。またサービスの評価、公表についてもふれては。

- ・(事務当局) サービス水準の評価、公表についてPFI事業だけ他事業に比べ負荷がかかる事態になるのもどうかという問題があることにも配慮が必要では。
- ・公共の住民に対する説明義務のため、どの程度まで公表を行うか基準を決めておく必要があると示す方がよいのでは。
- ・例えば民間発案があるところからプロセスで示すのがよいのでは。
- ・プロセスではプロセスにおける留意点を提起し、VFMやリスク分担等以外の重要な課題があれば、順次、検討していくという理解でよろしいか。
- ・(山内部会長) そういうことでよいと思うが、透明性の確保等、ある程度のことは示す必要がある。
- ・プロセスでは大きくとらえて課題を示し、ブレイクダウンする必要があるればまた議論するということがよいのでは。
- ・PFI事業が公共事業の中でどういう位置づけになるかを議論するのなら、プロセスというよりは議論の対象を広げてやるのでは。
- ・(山内部会長) どこまで詳細に検討するかの程度問題と思うが、ワーキングで議論してはという気がする。
- ・(事務当局) 求められているもの、時間的制約ということから、プロセスの概観を示すというものの詳細さが決まってくるのではないか。また住民等に対する説明は第一義的には官の仕事と思うが、そのための官の情報収集は、民間事業者にとっては規制と受けとられるので留意が必要と思う。
- ・協定で必要な報告を規定しておくこと自体は規制の議論とはずれるのでは。プロセスでは、各段階での留意点がある程度指摘するといった形のものでよいのでは。
- ・(事務当局) 民間サイドが規制と認識したら規制の問題になり得るし、ガイドラインで書けば、規制の問題になり得ると思う。
- ・規制の話とは別だが、民間側としては協定の中ではっきりと、すべきことを明示することが重要。
- ・日本でこれまで慣れていない契約主義の徹底についてふれておいてはどうか。
- ・プロセスのガイドラインでふれたことにつき、将来より詳細な検討もあると考えて良いのか。
- ・(山内部会長) 経験も少ない中で今回ガイドラインを書くわけなので、将来のリバイスや詳細検討も必要と考えている。
- ・英国タスクフォースのプロセス部分でもリバイスしているし、そのイメージに近いのかなと考えている。

## (2) VFM関係について

- ・公共サービスの水準の定量的評価が困難なものについては客観性を確保した上で定性的な評価を行うことについて、漏れないようにふれては。また英国の例を見ても、事業者選定段階のVFMによっては特定事業選定の取消は妥当だと思うが。
- ・基本方針の内容に沿って漏れない整理が必要では。特定事業選定段階以外のVFM算定についても、ある程度、事業者選定段階の考え方を援用する形で考えざるを得ないと思

う。

- ・事業選定段階は、民間の具体的な提案が出る前であり、精緻なものが本当にできるか、又しなければならぬものか。
- ・(関係機関出席者)事業選定段階のVFM算定は、ある程度仮定値で進めなければならず、なかなか難しいというのが実感。
- ・VFMのワーキンググループには関係省庁の協力が必要と思うが、省庁との関係はどうなるのか。
- ・(山内部会長)自治体の方、省庁の方に参加してもらうことも考えている。
- ・応募する民間としては、最終段階でVFMがないので、公共がやるというのが一番困るので、そうならない方策について検討すべき。また、VFM算定上の税の扱いについても検討しては。
- ・補助金や税のVFM算定上の取扱いについて何らかの形を出さざるを得ないのでは。
- ・今後公共事業は事後評価を求められるが、最初の段階のVFM算定と事後評価との整合性にも留意しておく必要があるのでは。

### (3)リスク分担・協定等関係

- ・公共側が国民に向けて説明責任を果たすということは事業者との協定には入らない事項なので、プロセスの方で指摘しては。また、リスクについては、国家賠償の範囲の問題があるが、公共と事業者の内部処理を考えれば済む問題ではある。
- ・(関係機関出席者)案件によってリスクの取り方は様々であり、公共の自由度を高めるためにガイドラインではできるだけ基本的な事柄を書いてもらえればよいと思うが。
- ・(事務当局)協定についてのガイドラインは、リスク分担についてのそれよりも少し後になることもあると思ってよいのか。
- ・リスク分担についても、民法の原則やら経済的側面から見た場合やらいろいろ考え方があり、概括的にとらえるのでも時間がかかろう。協定については、前例を見てからの方がと思われ、時期的にずれるのでは。
- ・リスク分担の概念整理、物事の考え方、アプローチの仕方をまとめながらも、デフォルトのあり方等、若干協定にも入るということではないか。
- ・(関係機関出席者)ガイドラインでは、通常予想される官民のリスク分担について概括的に示してもらうのでは。
- ・リスク分担の基本的考え方と、問題点を脚注等で示すと公共側の選択幅の広いものができる、よいのでは。
- ・リスク分担の内容はVFMに反映するので、VFMワーキングとの整理が必要。
- ・リスクとは何かについて議論すること、また、官から民へのリスクの移転は、官から民へのベネフィットを伴うオペレーションの移転が前提にあることを認識し、事業の最初の段階から順を追って議論していく必要がある。
- ・選定事業者が非常に利益を上げている場合になかなか難しい問題が起こるケースがあることに注意する必要がある。
- ・PFIのリスクは相当あると思うので、これまでの実例に挙がっているリスクにこだわらず検討すべき。

- ・ 基本的考え方を示せばよいのでは。
- ・ 民間事業者が選定された後の公共との契約の議論の中でそれまで見落としていたリスクが見いだされるといふ点も念頭におく必要があるのでは。
- ・ 公共とPFI事業者との契約以外の、関連する諸契約も作業の範囲に入るのか。
- ・ (山内部会長) ワーキングの議論の中で決めていくしかないのでは。
- ・ (事務当局) 今後の議論でとは思うが、基本方針では金融機関との契約、保険関係などは潜在的な形で示している。リスク分担は不可抗力一つとっても、事業やケースによって変わり得るので一律どっちとは決め難いものでは。
- ・ 個別にきちんと検討して、できるだけ協定の段階ではっきりさせておくべきと思う。

#### ワーキンググループ(WG)の設置について

山内部会長より、以下の事項について提案があり、何れも了承された。

- ・ プロセス関係、VFM関係、リスク分担・協定等関係の3項目につき、それぞれWGを設置し、WG間の相互調整は必要に応じ適宜行う。
- ・ 各WGにつき、プロセス関係は西野部会長、VFM関係は山内部会長、リスク分担・協定等関係は前田部会長代理を座長とする。
- ・ 委員、専門委員は原則いずれか1つのWGに所属すること。いずれの所属となるかは、各自の希望を踏まえた上で、調整は両部会長に一任する。
- ・ 関係機関出席者のうち自治体からの出席者はいずれか1つのWGに参加し、その参加については、両部会長が指名する。また各省からの出席者は全てのWGに出席することとし、場合によって代理も認める。

#### 次回の民間資金等活用事業推進委員会合同部会について

事務当局から後日連絡することとなった。

以上

(速報のため事後修正の可能性があります)

[ 問合せ先 ]

内閣総理大臣官房内政審議室民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3502-7319, 03-3502-7346